## 木曽こどもカフェネットワーク 規約

(名称)

第 1 条 この会は、木曽こどもカフェネットワーク(以下「ネットワーク」という。) と称する。

(目的)

第2条 この会は、子どもと大人の あたたかなつながりの中で、地域が一体となって 子どもたちの成長を支えることを目指し、木曽地域における 学習支援、食事提供、悩み相談等の子ども支援に関わる者が連携し、子どもが安心して過ごせる居場所づくり を推進することを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
  - (1) 子どもの居場所づくりに関する情報交換
  - (2) 学習支援、食事提供、悩み相談等、各機能の運営支援や担い手育成
  - (3) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(構成員)

- 第4条 この会の構成員は、第2条の目的に賛同する個人、団体、地方公共団体 及び 関係機関とする。
- 2 この会に入会又は退会しようとする者は、別に定める参加申込書により、代表運営 委員に申し出るものとする。
- 3 構成員は、ネットワークを通じて営利を目的とした活動を行ってはならない。

(役員)

- 第5条 この会に次の役員を置く。
  - (1)代表運営委員 1名
  - (2) 運営委員 若干名
  - (3) 監事 2名
- 2 運営委員及び監事は、会議において会員のうちから互選する。
- 3 運営委員は、代表運営委員を補佐し、ネットワークの活動に関する企画・運営を行 う。
- 4 代表運営委員は、運営委員が会員のうちから選任する。
- 5 代表運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。 (会議)
- 6 監事は会計事務を監査する。

- 第6条 ネットワークの活動を実施するために、木曽こどもカフェネットワーク 全体 会議(以下「全体会議」という。)を開催する。
- 2 全体会議は、代表運営委員が招集し議長となる。
- 3 全体会議は、構成員又は構成員の指名する者により行う。
- 4 代表運営委員は、全体会議に必要と認める者の参加を要請することができる。
- 5 本会の運営に資するため、運営委員会を置き、必要に応じ代表運営委員が招集する。

## (事務局)

- 第7条 ネットワークの庶務及び会計事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の体制及び運営については、代表運営委員が別途定める。

# (規約の変更)

第8条 この規約を変更しようとするときは、全体会議に出席した 構成員の過半数による議決を経なければならない。

### (委任)

第9条 本規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し、必要な事項は 代表 運営委員が運営委員の意見を聞いて別に定める。

#### 附則

本規約は、平成30年2月22日から施行する。

本規約は、平成30年6月30日から施行する。

本規約は、令和 元年6月24日から施行する。

本規約は、令和 6年6月17日から施行する。